

「盛土規制法に基づく規制区域」とは？



意見募集期間：

令和6年11月1日から令和6年12月2日

Q どんな内容なの？

盛土規制法は、盛土等に伴う災害から人命を守る観点から、土地の用途（宅地、農地、森林等）やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制します。

松本市では、令和7年度の法に基づく運用開始に向けて、基礎調査を実施し、規制区域（案）を作成してまいりました。

この度、規制区域（案）を公表し、意見を募集するものです。

Q 市民生活にどんな影響を与えるの？

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要になります。

規制区域内では、宅地造成等の際に行われる盛土・切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象となります。

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等も含めて、土地所有者等が常に盛土等を安全な状態に維持する必要があります。

ご意見
お待ちしております！

